

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和6年10月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和6年10月25日（金曜日）午後1時30分～午後2時10分 2 開催場所 守谷市役所 庁議室 3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見委員、萩谷委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第37号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について （2）議案第38号 守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について （3）議案第39号 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーサル選定委員会設置要綱の一部改正について 【協議事項】 （1）協議第 5号 守谷市社会教育委員の選出について 【報告事項】 無し
4	今後の状況	次回は、令和6年11月25日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和6年10月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年10月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和6年10月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和6年10月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- | | | |
|-----|------|---|
| 議案第 | 37 号 | 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について |
| 議案第 | 38 号 | 守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について |
| 議案第 | 39 号 | 守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の一部改正について |

4 協議事項

- | | | |
|-----|-----|------------------|
| 協議第 | 5 号 | 守谷市社会教育委員の選出について |
|-----|-----|------------------|

5 報告事項

無し

6 その他

議案 37 号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議
について

令和 6 年10月25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 6 年10月25日原案 決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により、別紙のとおり回答する議決を求めるものです。

議 案	頁 数
37号	1

守教委発第 号
令和6年10月日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市教育委員会
教育長 町田 香

兼務に関する協議について（回答）

令和6年10月1日付け守谷発第3051号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異論ありません。

なお、兼務の時期については、令和6年10月1日から適用することとします。

議案	頁数
37号	2



守谷発第3051号
令和6年10月1日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市長 松丸 修久



兼務に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、下記の守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

記

職員番号	氏 名	職 名
0971	楠 真弓	主事
0972	宇津野 充	主事

議 案	頁 数
37号	3

教

育

委

員

会

町田香

教育長

部 名	課 名	グループ名	係 長	グ ル ー プ 員	職員	再任用	代替
教育部長 教育部次長 □小林 伸稔 ◇福島 晶子 参事 □古橋 雅文	学校教育課	教育総務	菊地 正恵	三浦 尚子 岡野 双葉 中北 信光 細谷 萌	12		
	◎前川 優子		高村 亜希子	楠 真弓			
	○坂本 朋夫	施設管理	丸山 智由	道家 利典			
	○眞田 浩志						
	生涯学習課	生涯学習	松本 みか子	甲斐 桂 後藤 勇太 宮澤 裕華 小野寺 晃佑	14		
	◎ (兼)福島 晶子		古澤 紀子	関根 幹久			
	○岡本 修一		渡邊 知恵子				
	○ (派遣)戸崎 圭一	スポーツ推進室	成島 和美	石井 裕也 谷合 俊亮	8		
	中央図書館	図 書 館	柏木 順子	稲垣 昭夫 星野 七海 伊神 紗希			
	◎平塚 恭子		伊藤 絵里子				
	○柳葉 賢二		桐生 朗子				
	教育指導課	指 導	黒井 孝広	山野 正三 出澤 彩子 中村 博吉 吉田 克也	26	1	
	◎村松 静		藤牧 祐介	櫻井 稔郎 土田 富夫 河島 由衣 勝元 眞由美			
	◎鈴木 優子		寺田 陽子	栗田 政裕 鈴木 啓司 大谷 悦枝 吉田 晶子			
部内職員数 67(1)				大根 功 宮城 真恵美 高石 美佳 田崎 均 滝 悟	4		
		I C T 教 育 推 進	浜田 恵美子	尾形 優 佐藤 朱華 宇津野 充 (再)宇田野 信彦			
	学校給食センタ	庶 務	飯田 弘美	影山 薫			
	◎鈴木 林		貝塚 正典				

議案第 38 号

守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について

守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱を別紙のとおり定める。

令和6年10月25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和6年10月25日原案 決

提案理由

本案は、特定地域選択制度における学校の選択やスクールバスの利用申請等についての詳細を定めるものです。

議 案	頁 数
38号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める特定地域に住所を有する児童及びその保護者が、当該児童が就学する小学校を複数の選択可能校から選択すること（以下「特定地域選択制度」という。）及びスクールバスを利用することができる場合の要件及び手続き等を定めるものとする。

(特定地域)

第2条 この告示において「特定地域」とは、松並青葉一丁目から四丁目までの区域をいう。

(対象者)

第3条 特定地域選択制度による学校の選択（以下「学校選択」という。）及びスクールバスの利用申請をすることができる対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 特定地域に住所を有し、かつ、御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への就学を希望する児童及びその保護者

(2) 教育長が認める者

(受入可能児童数の公表)

第4条 委員会は、入学予定児童数、在校児童数及び施設の状況等を踏まえ、小学校ごとに受け入れることが可能な児童数（以下「受入可能児童数」という。）を定め、公表するものとする。

(申込)

第5条 翌年度に就学する小学校について、学校選択を希望する保護者（以下「申込者」という。）は、学校選択申込書兼スクールバス利用申請書（様式第1号。以下「申込書兼申請書」という。）の提出又は委員会が指定する電子申請の方法により、別途指定する期日（以下「指定期日」という。）までに委員会へ申し込むものとする。

2 前項の申込後、希望校を変更する申込者は、学校選択変更申込書兼スクー

ルバス利用変更申請書（様式第2号）の提出又は委員会が指定する電子申請の方法により、委員会が別途定める学校選択変更申込受付期間（以下「変更受付期間」という。）において、希望校の変更ができるものとする。

（学校の決定）

第6条 委員会は、次により就学校を決定し、申込者へ通知するものとする。

- （1）申込数が受入可能児童数の範囲内であった場合、希望校への就学及びスクールバス利用を承認するものとし、学校決定及びスクールバス利用決定通知書（様式第3号）により通知する。
- （2）申込数が受入可能児童数を超えた場合、委員会は公開抽選を行うものとし、抽選に当選した者には希望校への就学及びスクールバス利用を承認するものとし、様式第3号により、抽選に落選した者には、抽選結果通知書（様式第4号）により通知する。
- （3）抽選に落選した者は、希望校の補欠登録を行うことができるものとする。

- （4）前号に規定する補欠登録の運用については、別に定めるものとする。

（転居者の扱い）

第7条 特定地域外に転居した場合は、原則、守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）で定める転居先の指定の就学校（以下「指定校」という。）に就学するものとする。

（転入者の取扱）

第8条 指定期日後から変更受付期間最終日までに特定地域に転入してきた対象者は、学校選択の希望がある場合、申込書兼申請書の提出又は委員会が指定する電子申請の方法により、指定期日後であっても変更受付期間最終日までに委員会へ申し込むことができるものとする。

2 変更受付期間を過ぎて特定地域に転入してきた対象者は、学校選択の希望がある場合、申込書兼申請書を委員会に提出し、申し込むものとする。ただし、希望校が受入可能児童数を満たしている場合は、第6条第3号の規定により補欠登録をするものとする。

3 前2項の申込後、学校の決定については、第6条の手続きによるものとする。

（学校選択の辞退）

第9条 第6条の規定により御所ヶ丘小学校又は郷州小学校に就学することとなった申込者の児童が、当該校への就学を辞退するときは、学校選択辞退届（様式第5号）を委員会へ提出するものとする。

（就学後の学校変更）

第10条 学校選択により御所ヶ丘小学校又は郷州小学校に就学した申込者の児童が黒内小学校へ転校する場合は、学校選択取下書（様式第6号）を委員会へ提出するものとする。

議案	頁数
38号	3

- 2 落選等により黒内小学校へ就学した申込者が、在学期間中に引続き選択可能校への就学を希望する場合、翌年度以降も申し込むことができるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議 案	頁 数
38号	4

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申込者（保護者）氏名

学校選択申込書兼スクールバス利用申請書

1 学校選択申込書

以下のとおり、特定地域選択制度による学校選択を申し込みます。

住所		
電話番号		
メールアドレス		
希望校		ア 御所ヶ丘小学校 イ 郷州小学校
児童1	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	
児童2	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	
児童3	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	

2 スクールバス利用申請書

以下のとおり、スクールバスの利用を申請します。

スクールバス利用	ア 利用する イ 利用しない
登校時のバス停	
下校時のバス停	
放課後子ども 教室の利用	ア 利用する予定 イ 利用しない
児童クラブの 利用	ア 利用する予定 イ 利用しない

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申込者（保護者）氏名

学校選択変更申込書兼スクールバス利用変更申請書

1 学校選択変更申込書

以下のとおり、特定地域選択制度による学校選択先の変更を申し込みます。

住所		
電話番号		
メールアドレス		
希望校		変更前
		変更後
		ア 黒内小学校 イ 御所ヶ丘小学校 ウ 郷州小学校
児童 1	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	
児童 2	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	
児童 3	フリガナ	
	氏名	
	翌年度の学年	

2 スクールバス利用変更申請書

以下のとおり、スクールバスの利用の変更を申請します。

スクールバス利用	ア 利用する イ 利用しない
登校時のバス停	
下校時のバス停	
放課後子ども 教室の利用	ア 利用する予定 イ 利用しない
児童クラブの 利用	ア 利用する予定 イ 利用しない

守教委発第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会
(公 印 省 略)

学校決定及びスクールバス利用決定通知書

以下のとおり決定しましたので、通知します。

児童名	
就学校名	
就学期間	
スクールバス利用	
登校時のバス停	
下校時のバス停	
その他	・特定地域外に転居した場合、原則、転居先の指定校に就学となります。 ・辞退する場合は、学校選択辞退届（様式第5号）を委員会へ提出してください。 ・放課後子ども教室及び児童クラブの利用については、当該事業担当課（生涯学習課）の可否決定に準ずるものとし、スクールバス利用申請書の内容と差異が生じることが明らかとなった場合は、速やかに学校教育課へ申し出てください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

守教委発第 号
年 月 日

様

守谷市教育委員会
(公 印 省 略)

抽選結果通知書

年 月 日に実施の公開抽選により、落選となりましたので、以下のとおり
就学校を通知します。

児童名	
就学校名	

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

保護者氏名 _____

学校選択辞退届

以下のとおり、学校選択を辞退します。

児童名	
辞退学校名	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

住所 _____

電話番号 _____

保護者氏名 _____

学校選択取下書

以下のとおり、学校選択を取り下げ、黒内小学校へ転校します。

児童名	
児童の生年月日	
学校選択取下校	
転校予定日	

守谷市特定地域選択制度における補欠登録運用内規

(目的)

第1条 この内規は、守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第6条の補欠登録の運用について規定することを目的とする。

(定義)

第2条 補欠登録ができる者は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条の規定により、抽選に落選した者
- (2) 要綱第8条第2項で規定する対象者

(補欠登録)

第3条 補欠登録をする者は、委員会へ任意の様式により申し出るものとする。

(補欠登録者の取扱)

第4条 補欠登録の申出があった年度内に御所ヶ丘小学校又は郷州小学校の受入れが可能となった場合、委員会は、定例教育委員会開催日に抽選を行うことにより当該校へ就学できる者を決定し、要綱第6条に定める学校決定及びスクールバス利用決定通知書（様式第3号）により当該児童の保護者へ通知する。

2 委員会は、前項の抽選で落選した者を再び補欠登録者として取り扱うものとする。

(補欠登録の取消)

第5条 補欠登録者が登録を取り消すときは、委員会へ任意の様式により申し出るものとする。

議案 39 号

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の一部改正について

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のとおり定める。

令和 6 年 10 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 6 年 10 月 25 日 原 案 決

提案理由

本案は、外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置についての詳細を定めるものです。

議 案	頁 数
39号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱（令和3年
守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第3条第1項中「10人」を「8人」に改め、同条第2項中第1号及び第2
号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、
同条第3項中「教育長」を「教育部長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱新旧対照表

改 正	現 行
(選定委員会の組織) 第3条 選定委員会は、委員<u>8人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (削除) (削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 3 選定委員会に委員長を置き、<u>教育部長</u>をもって充てる。 4 及び 5 (略)	(選定委員会の組織) 第3条 選定委員会は、委員<u>10人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 <u>(1) 教育長</u> <u>(2) 副市長</u> <u>(3) 教育部長</u> <u>(4) 教育部参事</u> <u>(5) 教育部次長</u> <u>(6) 教育指導課長</u> <u>(7) 学校長代表2名以内</u> <u>(8) 英語教育担当2名以内</u> 3 選定委員会に委員長を置き、<u>教育長</u>をもって充てる。 4 及び 5 (略)

守谷市社会教育委員の選出について

守谷市社会教育委員に関する条例（昭和 3 7 年条例第 1 0 3 号）第 3 条の規定に基づき委員を委嘱するに当たり、下記の所属から委嘱したいので協議を求める。

No.	委嘱区分	所属
1	守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 1 項学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会（中学校）
2		守谷市校長会（小学校）
3		守谷市文化協会
4		守谷市子ども会育成連合会
5		守谷市スポーツ推進委員
6		（一社）守谷市スポーツ協会
7		中央公民館利用者
8		郷州公民館利用者
9		高野公民館利用者
1 0		北守谷公民館利用者
1 1		図書館関係団体
1 2	守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 2 項家庭教育の向上に資する活動を行う者	守谷市 P T A 連絡協議会
1 3	守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 3 項学識経験のある者	社会教育関係有識者
1 4	守谷市社会教育委員に関する条例第 3 条第 4 項公募により選出する市民	公 募
1 5		公 募

委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 0 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香

協議理由

本案は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、守谷市社会教育委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

委員のうち公募による委員については、守谷市審議会等委員公募規則（平成 1 4 年規則第 1 7 号）に基づき選出するものですが、その他の委員の所属について協議を求めるものです。

守谷市社会教育委員名簿（任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日）

No.	委 嘱 区 分	所 属	氏 名	任命日	通算
1	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1項学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会（中学校）	シモムラ 典子	R6. 4. 1	1 期目
2		守谷市校長会（小学校）	フルヤ 美樹	R5. 4. 1	1 期目
3		守谷市文化協会	イトカワ 祝善	R4. 4. 1	1 期目
4		守谷市子ども会育成連合会	堀込 安子	H16. 4. 1	8 期目
5		守谷市スポーツ推進委員	ニッタ 栄	S60. 4. 1	1 3 期目
6		（一社）守谷市スポーツ協会	ヨシモト アズサ	R4. 4. 1	1 期目
7		中央公民館利用者	ユアサ シゲキ	R4. 4. 1	1 期目
8		郷州公民館利用者	タカハシ フサコ	H16. 4. 1	7 期目
9		高野公民館利用者	サクライ ユミ	H19. 4. 1	6 期目
10		北守谷公民館利用者	コマツ ヨウイチ	R4. 4. 1	1 期目
11		図書館関係団体	ハセガワ トモ	H31. 4. 1	2 期目
12	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第2項家庭教育の向上に資する活動を行う者	守谷市PTA連絡協議会	ハマモト ミツル	R6. 4. 1	1 期目
13	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第3項学識経験のある者	元社会教育行政関係者	モチダ マサヒコ	H28. 4. 1	3 期目
14	守谷市社会教育委員に関する条例第3条第4項公募により選出する市民	公 募	モリ カズヤ	R4. 4. 1	1 期目
15		公 募	サウ 潤	R4. 4. 1	1 期目